報

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件Ⅰ

件

○土地改良法により換地処分をした件 ○土地改良区の定款の変更を認可した件

○福島県立高等学校学則の一部を改正する規則 福島県教育委員会

県

○平成二十八年度福島県警察官採用候補者試験 福島県人事委員会 (特別募集)を行う件

島

告 示

福島県告示第八十号

政課及び棚倉町商工農林課に備え置いて縦覧に供する。 産業振興総室商業まちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労 規定する添付書類を平成二十八年二月十九日から同年六月十九日まで福島県商工労働部 模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、 大規

平成二十八年二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名 カワチ薬品棚倉店 福島県東白川郡棚倉町大字下山本字愛宕平六番ほ

称及び住所並びに代表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者

1 株式会社カワチ薬品

> 2 大規模小売店舗の新設をする日 大規模小売店舗において小売業を行う者 代表者の氏名 代表取締役 代表者の氏名 株式会社カワチ薬品 栃木県小山市大字卒島千二百九十三番 栃木県小山市大字卒島千二百九十三番 河内 河内

地

代表取締役

地

Ŧi. 千四百九十九平方メートル 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四

平成二十八年十月五日

 \equiv

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数 位置 別紙図面のとおり
- 収容台数 六十二台
- 駐輪場の位置及び収容台数 位置 別紙図面のとおり

九 九 九 <u>允</u>

- 収容台数 三十台
- 荷さばき施設の位置及び面積
- 位置 別紙図面のとおり

ᄎ

- 面積 七十平方メートル
- 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 位置 別紙図面のとおり
- 容量 十一立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 開店時刻 午前七時
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯① 閉店時刻 午後十時
- 午前六時三十分から午後十時三十分まで
- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 数 二か所
- 位置 別紙図面のとおり
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

届出年月日 午前六時から午後十時まで

七

平成二十八年二月四日

|別紙図面」は、 省略し、 その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

福

部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。 課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 福島県告示第八十一号 八年二月十九日から同年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第 平成二十八年二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

片倉フィラチャー 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか

法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

(商業まちづくり課

福島県告示第八十二号

課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産 八年二月十九日から同年三月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 業政策課に備え置いて縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第

平成二十八年二月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

号ほか ヨークタウン八山田 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県郡山市八山田第二土地区画整理地内百十二— 一街区二

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要 意見なし。

(商業まちづくり課

福島県告示第八十三号

地改良区から平成二十八年二月三日付けで申請のあった定款の変更について、同年二月土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、駒形土 十日認可した。

平成二十八年二月十九日

福島県知事

内

堀

雅

雄

一二〇人

一二〇人

(農村計画課

福島県告示第八十四号

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第九項の規定により

福島県知事

内

堀

雅 雄

(農地管理課)

平成二十八年二月四日原地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十八年二月十九日

福島県教育委員 会

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十八年二月十九日

福島県教育委員会

の一部を次のよ

福島県教育委員会規則第一号

福島県立高等学校学則(昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号) 福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

うに改正する。

県立保原高等学校の項中「六四○人」を「六○○人」に改め、同表福島県立安達高等学 校の項中「六八〇人」を「六四〇人」に改め、同表福島県立本宮高等学校の項中「三二 別表第一福島県立川俣高等学校の項中「二〇〇人」を「一六〇人」に改め、同表福島

○人」を「二八○人」に改め、 同表福島県立岩瀬農業高等学校の項中

園芸科学科 環境工学科 生物生産科 生物工学科

生産情報科

食品科学科

生物工学科	サービス科
八〇人	四 〇 人

		_
生物生産科	生物工学科	サービス科ヒューマン
1110人	八〇人	四〇人

91

一二〇人 一二〇人 一二〇人

> ネス科 食品科学科 環境工学科 アグリビジ 一二〇人 一二〇人 四〇人

> > に改め、 同表福島県立光南高等

> > > 工業化学科

一二〇人

園芸科学科

一二〇人

を

生産情報科 八〇人

○○人」に改め、同表福島県立喜多方高等学校の項中「五六○人」を「五二○人」に改二○人」を「二八○人」に改め、同表福島県立船引高等学校の項中「四四○人」を「四 学校の項中「六八〇人」を「六四〇人」に改め、同表福島県立石川高等学校の項中「三

同表福島県立猪苗代高等学校の項中 国際観光科

県

め、

報

一二〇人

を 観光

ス科

国際

同表福島県立田島高等学校の項中「三六○人」を「三

観光科 八〇人 に改め、

ビジネ

四〇人

立浪江高等学校の項中「八〇人」を「四〇人」に改め、同表福島県立富岡高等学校の項 二〇人」に改め、同表福島県立磐城桜が丘高等学校の項中「九二〇人」を「八八〇人」 の項中「三二〇人」を「二八〇人」に改め、同表福島県立双葉高等学校の項及び福島県 小名浜高等学校の項中「二四○人」を「二○○人」に改め、同表福島県立四倉高等学校 福島県立いわき光洋高等学校の項中「六八○人」を「六四○人」に改め、同表福島県立 に改め、 「一六○人」を「八○人」に改め、同表福島県立双葉翔陽高等学校の項中「八○人」 「四〇人」に改め、同表福島県立ふたば未来学園高等学校の項中「一五二人」を「三 同表福島県立平商業高等学校の項中「二〇〇人」を「一六〇人」に改め、同表

一二人」に改め、同表福島県立小高工業高等学校の項中 電気科 機械科 一二〇人 二 〇 人

> を 電気科 機械科 産業革新 六〇人

一二〇人 四〇人

に改める。

別表第二 附 「福島県立浪江高等学校津島校の項中「八○人」を「四○人」に改める。

平成二十八年四月一日から施行する。

工業化学科

八〇人

この規則は、

福 島県人 事委員会

高校教育課

公告第一号

平成二十八年度福島県警察官採用候補者試験 平成二十八年二月十九日 (特別募集) を次のとおり行います。

福島県人事委員会

区分試験、採用予定人員及び受験資格

用

警察官A 警察官A 区分試験 一般) (女 性・ (男性 般 人採 三名程度 十名程度 予員定 十八年九月末日までに卒業見込みのもの又はこれらの 者と同等の資格があると人事委員会が認めるものとし 期大学を除きます。)を卒業したもの若しくは平成二 受験できません。 ます。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、 育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短 昭和五十七年四月二日以後に生まれた者で、学校教 三条第三項の規定により従前の例によることとさ する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正 受 日本の国籍を有しない者 験 資 格

他の団体を結成し、又はこれになった政府を暴力で破壊することがなくなるまでの者を過しない者 とび 日本国憲法 を での は で で で で で で で で で で で で で で で で で	大食の方法をドリデ	に加入した者	を主張する政党その他の団体を結成し、	又はその下に成立した	五 日本国憲法施行の日以後において、	処分の日から二年を経過しない者	四 福島県職員として	で又はその執行を受け	三 禁錮以上の刑に処せられ、	
				又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること	日以後において、日本国憲法	経過しない者	福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該	で又はその執行を受けることがなくなるまでの者		

討騎の方法及び内容 第一次試験

1

教養試験 (多肢選択式)

出題分野及び出題分野別出題予定数は、

別表のとお

2 第二次試験 りとします。 論文試験

適性検査 体力検査 口述試験

身体検査 (測定方式)

身体検査 (持参方式)

島

	三
区	試験期
分	日
試	試験地質
験	地及び
期	合格者発表
日	発 表
試	
験	
地	
合	
格	
者	
発	

福

第	第一	区
次試験	次 試 験	分
日土成	(日) 平成二十八年五月八日	試
(土) まで(土) から	一 千 八	験
年七	年 五	期
(日)まで (日)まで	月 八 日	日
—————————————————————————————————————	福	試
島	島	験
市	市	地
合格者の受験番号を掲示する(金)に福島県庁前掲示場にびに郡山、白河、会津若松、びに郡山、白河、会津若松、びに郡山、白河、会津若松、びに郡山、白河、会津若松、平成二十八年八月十二日	(金)に福島県庁前掲示場で、(金)に福島県庁前掲示場に南会津、南相馬及びいわきの南会津、南相馬及びいわきの南会津、南相馬及びいわきのがに郡山、白河、会津若松、びに郡山、白河、会津若松、びに郡山、白河、会津若松、びに郡山、白河、会津若松、の後者に通知します。	合格 者 発表

受験申込みの手続

ほ か、

合格者に通知します。

受験申込書の配布

話(〇二四)五二一―七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、 及び葛尾駐在所を除きます。)において配布します。 所、大熊駐在所、双葉駐在所、請戸駐在所、大堀駐在所、 務部警務課、福島県内の各警察署、 大阪事務所、 受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電 福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察本部警 各交番及び各駐在所 (楢葉駐在所、 室原駐在所、 津島駐在所 夜の森駐在 、福島県

受験の申込み

に提出してください。 受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、 福島県人事委員会事務局

ステムで入力することとされている項目を全て入力し、 なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、 送信してください。 当該シ

申込受付期間及び申込受付時間

3

申込受付期間

申込みは、同年四月八日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。 平成二十八年三月十一日 (金) から同年四月八日 (金) までです (郵便による

申込受付時間 月曜日から金曜日まで(平成二十八年三月二十一日

ステムが稼働している時間帯 前八時三十分から午後五時十五分までです。 ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、 (平成二十八年四月八日(金)にあっては、 (月)を除きます。)の午 当該シ 午後五

Б. 給与 時十五分まで)となります。

1 初任給

2 その他の給与 この試験に合格し、 採用されると、二一二、 九〇〇円の初任給が支給されます。

より、諸手当が支給されます。 職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところに

合格から採用まで

六

七

に登載された上、 問い合わせ先 登載された上、福島県警察本部長に提示され、その中から採用者が決定されます。合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に第二次試験に係る得点順

線二六二三、二六二六)に問い合わせてください。 務部警務課(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話 |部警務課(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(○二四)五二二─二一五一内この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局又は福島県警察本部警

(9) 及び数的推理・資料解釈(7) 社会科学(9)、人文科学(9)、自然科学(7)、文章理解(9)、

判断推理

教養試験出題分野一覧表(() 内は、出題分野別出題予定数)

(採用給与課)

発行者 印刷所 【定価 1 箇月 3,500円】 再生紙を使用しています。

福 島 株式会社 第 一 印